第5期嬉野市農業委員会 第32回定例総会議事録

令和3年3月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第32回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結	吉果
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について			
	1	下宿横鹿倉 外2筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	2	五町田流海 賃借権	R3.3.2	承	認
	3	久間八幡篭 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	4	馬場下五本松 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	5	真崎二本松 外2筆 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	6	真崎二本松 外2筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	7	真崎一本松 外34筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	8	真崎一本松 外34筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	9	馬場下関東二 外25筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 0	馬場下関東二 外25筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 1	馬場下関東一 外1筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 2	馬場下関東二 外1筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 3	馬場下関東二 外1筆 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 4	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 5	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 6	馬場下関東二 賃借権	R3.3.2	承	認
	1 7	馬場下関東二 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	1 8	真崎三本松 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	1 9	真崎三本松 使用貸借権	R3.3.2	承	認
	2 0	下野二本松 使用貸借権	R3.3.2	承	認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について			
		利用権設定			
	塩 1~9	五町田谷 外16筆 賃借権・使用貸借権	R3.3.2	承	認

	嬉 1~28	吉田坊主原 外42筆 使用貸借権・賃借権	R3.3.2	承	認
		利用権設定(中間管理機構・ハウス団地関係)			
	市 1~21	馬場下関東二 外36筆 賃借権(中間保有)	R3.3.2	承	認
		利用権設定(中間管理機構)			
	市1	真崎二本松 賃借権	R3.3.2	承	認
		所有権の移転			
	1	馬場下三本松 外9筆 あっせん	R3.3.2	承	認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について			
	1	大草野臥木 外1筆 贈与	R3.3.2	許	可
	2	久間二本松 外5筆 贈与	R3.3.2	許	可
	3	下野一本杉 外1筆 売買	R3.3.2	許	可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について			
	1	吉田斧研 駐車場	R3.3.2	承	認
議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について			
	1	久間後山 建売分譲住宅	R3.3.2	承	認
	2	久間後山 建売分譲住宅	R3.3.2	承	認
	3	久間後山 一般住宅	R3.3.2	承	認
	4	久間城山 一般住宅	R3.3.2	承	認
	5	真崎三本松 外1筆 一般住宅	R3.3.2	承	認
	6	五町田辺田 外4筆 駐車場	R3.3.2	承	認
	7	大草野平石 耕耘機置場	R3.3.2	承	認
	8	下宿三本松 一般住宅及び駐車場	R3.3.2	承	認
	9	下野二本杉 一般住宅	R3.3.2	承	認
	1 0	吉田斧研 外1筆 駐車場	R3.3.2	承	認
議案第6号		非農地証明願について			
	1	馬場下下野辺田 駐車場	R3.3.2	許	可

2 下野柳ノ瀬 宅地	R3.3.2	許可
------------	--------	----

第5期嬉野市農業委員会第32回定例総会議事録

1 招集年月日 令和 3年 3月 2日

2 招集場所 嬉野市中央公民館(塩田庁舎前) 視聴覚室

3 開会日時 開会 3月2日 午後1時35分 議長 川内 利光 及び宣告 閉会 3月2日 午後3時03分 議長 川内 利光

4 会議の公開の 非公開

可 否 ・ 理 由 非公開理由: 嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条

第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員

(農業委員)

議席 番号	氏	名	出欠	備	考	議席 番号	氏	名	出欠	備	考
会長	川内	利光	出	議	長	7	原田	謙次	出	議事録署名	
1	池田	博幸	欠			8	峰	正己	欠	憲 章	朗読
2	馬場み	みどり	出	事前審	查班長	9	中島ス	文二郎	出	議事録	是署名
3	森	和義	扭			1 0	杉﨑	順憲	欠		
4	西田	昭義	出			1 1	П Э	安則	出		
5	植松	和幸	出			1 2	生田	健児	出		
6	山口智	曾佐代	欠								

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主事	永田 良子
農業政策課主任	納富 作男	農業政策課主査	前田 大作

6 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画の解約について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について

議案第6号 非農地証明願について

7 会議の概要 - 午後1時40分 開会 -

局 長 それでは、定刻になりました。

山口智佐代委員、杉崎委員、山口安則委員が欠席と連絡を頂いております。定 足数に達しておりますので川内会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいた します。

会 長 (挨拶等)

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号8番 峰 正己委員にお願いします。 全員、御起立ください。

(当番委員の発声)・・・全員で唱和

御着席ください。

議長 それでは、ただ今から、第5期嬉野市農業委員会第32回定例総会を開会いた します。本日の議題は、議案6件で、審議事項は96件です。

> 本日の議事録署名委員は、議席番号7番 原田謙次 委員 と 9番 中島文二郎 委員 を指名します。よろしくお願いします。

議長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画の解約について を議題とします。 整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、整理番号1番です。

貸付人は 内野内野山の ○○○○ 様、

借受人は 大野原の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 横鹿倉 ○○○番○ 外2筆 地目はすべて畑、

合計面積は、4,697㎡、利用権区分は賃借権で、目的は茶です。

期間は令和2年6月5日から令和5年6月4日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議長

異議無しと認めます。整理番号1番については、原案のとおり承認することに 決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 辺田の ○○○○ 様、

借受人は 谷の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字五町田 流海 〇〇〇番 地目は田、面積は1,953㎡ 利用権区分は賃借権で、目的は米です。

期間は平成29年11月10日から令和6年11月9日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約をするためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 以上です。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。整理番号2番については、原案のとおり承認することに 決定しました。

議長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 牛坂の 〇〇〇〇 様、

借受人は 同じく牛坂の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 八幡篭 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、

面積の合計は、2,392㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は平成30年6月1日から令和5年5月31日までで、

解約理由は、借受人の都合により ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議無しと認めます。整理番号3番については、原案のとおり承認することに 決定しました。

議長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 町分の 〇〇〇〇 様、

借受人は同じく町分の○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 五本松 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc 外 2 筆 地目はすべて田、 面積の合計は、 2 , 0 0 1 m 、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。 期間は平成 1 4 年 7 月 2 日から令和 4 年 7 月 1 日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約するため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委

員 親子ですかね。

事務局 そうですね、使

そうですね、使用貸借ですので。英昭さんがつくりきらんとのことです。

議長

他にありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり 承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。整理番号4番については、原案のとおり承認することに 決定しました。

議長皆さんに、お諮りします。

整理番号5番と6番までについて、関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議 長 事務局

異議無しと認めます。整理番号5番と6番について、事務局の説明を求めます。 整理番号5番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 二本松 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、

面積の合計は、8,730㎡、利用権区分は賃借権で、

目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年11月1日から令和7年10月31日までです。

続きまして、議案書2ページ、整理番号6番です。

貸付人は 有限会社 ○○○○ 様、

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号5番と同じです。

解約理由は、農事組合法人 〇〇〇〇 を脱退するため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 これは、○○○○の農事組合の解散とかじゃないんですよね、一部が脱退するということですかね。

事務局 ○○○○が脱退するということです。

議 長 他にありませんか。

議

長

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番と6番については、原案の とおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。整理番号5番と6番については、原案のとおり承認する ことに決定しました。

議長皆さんに、お諮りします。

整理番号7番と8番までについて、関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議無しと認めます。整理番号7番と8番について、事務局の説明を求めます。 事務局 整理番号7番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、6ページ別紙①をご覧ください。大字真崎 一本松 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 番 \bigcirc 外 3 4 筆 地目はすべて田、面積の合計は、6 5 , 6 5 5 ㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年11月1日から令和8年1月14日までです。

続きまして、整理番号8番です。

貸付人は 議案書6ページ別紙①、真崎の〇〇〇〇 様、 外10名様 借受人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号7番と同じです。

解約理由は、有限会社 〇〇〇〇 へ利用権を移転するため ということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番と8番については、原案の とおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員举手]

議長

異議無しと認めます。整理番号7番と8番については、原案のとおり承認する ことに決定しました。

議長

皆さんに、お諮りします。

整理番号9番から10番までについて、宮ノ元ハウス団地、農業公社関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

長

議

異議無しと認めます。

整理番号9番から13番については、借り手人が、農事組合法人○○○ 代表理事 ○○委員となっています。

ので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、審議開始から 終了まで退室し、審議終了後に入室・着席ください。

(○○委員退室)

議 長

それでは、整理番号9番と10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号9番 です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、7ページ別紙②をご覧ください。大字馬場下 関東二

○○○番 外25筆 地目はすべて田、面積の合計は、 $38,626\,\mathrm{m}^2$ 、

利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成27年12月1日から令和8年1月14日までです。

続きまして、整理番号10番です。

貸付人は 議案書7ページ別紙②、○○○○ 様、 外14名様

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号9番と同じです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。

議 長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。 委 員 これは、借りては公社になるとかね。

事務局 公社となります。

委員 公社が借りて、園芸団地に貸すことになるとよね。

委員いつから、借りると。

事務局 解約ですので、後で利用権は出てきます。

委 員 9番と10番は同じことじゃないの。

事務局 中間保有となり、公社を通してですので、解約、解約で2段階になります。 一端、〇〇〇〇と公社が解約して、所有者に戻すような形になります。

委 員 先ず最初は、公社が(個人)借りる、公社と○○○○と貸し借りをする。だから、2回解約することになる。

議 長 他にありませんか。

委員 [「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号9番と10番については、原案 のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 異議無しと認めます。整理番号9番と10番については、原案のとおり承認することに決定しました。

送 目 比ケルア と激ルーナナ

議 長 皆さんに、お諮りします。

整理番号11番から13番までについて、宮ノ元ハウス団地関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長異議無しと認めます。

議 長 それでは、整理番号11番から13番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページから4ページ、整理番号11から13番について です。これ は、宮ノ元ハウス団地に伴う、農業公社を通さない分の解約です。

貸付人は 福岡県小郡郡の ○○○○ 様、外2名様

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様 です。

所在地は、大字馬場下 関東一 ○○○番○ 外5筆 地目はすべて田 面積の合計は、5,179㎡、

利用権区分は賃借権で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成28年6月1日から令和8年5月31日までです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員 もうひとつ聞いていいですか。○○○○法人と○○さんは解約するたい、園芸 団地するため。○○さんが個人的に園芸団地に貸すごとなるとですか。

事務局 先ず、〇〇さんと公社と貸し借りをし、公社と園芸団地となります。次の利用権で出てきます。

委員 わかりました。

議

議

議 長 他にありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号11番から13番について、原 案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。整理番号11番と13番については、原案のとおり承認 することに決定しました。

森 委員に、入室・着席するように、事務局伝えてください。

(○○委員入室・着席)

議長

皆さんに、お諮りします。

整理番号14番から17番までについて、これも、宮ノ元ハウス団地関連でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。

議長

それでは、整理番号14番から17番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページから4ページ、整理番号14から17番についてです。

これは、宮ノ元ハウス団地に伴う、農業公社を通さない分の解約です。

貸付人は 宮ノ元の 〇〇〇〇 様、外3名様

借受人は 畦川内 〇〇〇〇 様 です。

所在地は、大字馬場下 関東一 ○○○番 外3筆 地目はすべて田、

面積の合計は、4,826㎡、

利用権区分は賃借権及で、目的は米・麦・大豆です。

期間は平成24年6月1日から令和17年11月30日までです。

解約理由は、園芸団地農地を確保するためということです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号14番から17番について、原 案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。整理番号14番から17番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長これ

これも、お諮りします。

整理番号18番と19番について、農業公社をとおした物件でございますので一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

異議無しと認めます。

議長

それでは、整理番号18番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書4ページ、整理番号18番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、

借受人は 大牟田の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○ 地目は田、

面積は、786㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米・麦・大豆です。 期間は令和元年10月1日から令和6年7月31日までです。

続きまして、整理番号19番です。

貸付人は 五町田第3の 〇〇〇〇 様、

借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。

所在地、面積、期間等は、整理番号18番と同じです。

解約理由は、農地法第5条により転用申請をするため ということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号18番と19番については、原 案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議無しと認めます。整理番号18番と19番について、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、整理番号20番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号20番です。 貸付人は 下野の ○○○○ 様、

借受人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下野 二本松 ○○○番○ 地目は田、

面積は、1,775㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米・麦です。

期間は令和3年3月2日から令和8年3月1日までで、

解約理由は、借受人を変えて再契約するためということです。

合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号20番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。整理番号20番については、原案のとおり承認すること に決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議長

それでは、(議案書 別添の表) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。

先ず、別添の表1ページから2ページ、利用権設定塩田町の分です。

皆さんに、お諮りします。

利用権設定塩田町の分整理番号1番から9番までについて、一括審議したい

と思います。異議ありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について 塩田町の分 整理番号1番から 9番までについて 農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表1ページから2ページをご覧ください。

利用権設定塩田町の分 整理番号1番から9番までについて です。

貸し手人は 辺田の ○○○○ 様、外8名様、

借り手人は 谷の 〇〇〇〇 様、外4名様です。

所在地は、大字五町田 谷 ○○○番 外16筆、

地目はすべて田で、 面積の合計が28,617㎡です。

利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は3年から10年で、新規及び 再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から9番までについて、質疑を行ないます。 質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分 整理番号1番から9番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。 「全員挙手」

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について塩田 町の分 整理番号1番から9番までについては、原案のとおり承認すること に決定しました。

議長

次に、別添の表3ページから6ページ、利用権設定について嬉野町の分です。 お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号1番から28番までについて、 一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から28番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表3ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分 整理番号1番から28番についてです。

貸し手人は 西吉田の ○○○○ 様 外27名様、

借り手人は 西吉田の ○○○○ 様 外16名様です。

所在地は、大字吉田 坊主原 ○○○番○ 外42筆、

地目は田と畑、面積は田の合計が37,129㎡、

畑が合計で7,562㎡、田畑合計で44,691㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、再設定及び新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分 整理番号1番から28番について、質疑を行ないます。 質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から15番まで については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いしま す。

「全員举手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 利用権設定について、嬉野町の分 整理番号1番から28番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、別添の表7ページから9ページ、宮ノ元ハウス団地に関する、

農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

皆さんに、お諮りします。利用権設定嬉野市の分整理番号1番から21番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委 員

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

異議無しと認めます。整理番号1番から21番について、農業政策課の説明を 求めます。

農業政策課

別添の表 7 ページから 9 ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定 嬉野市の分、整理番号 1 番から 2 1 番です。これは、宮ノ元ハウス団地に 関するものです。

貸し手人は、本谷の 〇〇〇〇 様 外20名様

借り手人は、佐賀市の 公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇様 所在地は、大字馬場下 関東二 〇〇〇番 外36筆

地目はすべて田、面積の合計は51,074㎡です。

利用権は賃借権で、中間保有です。期間はすべて5年で、再設定です。

議長

それでは中間管理機構を通した利用権設定について、整理番号1番から21 番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

いつから借りるのか。

農業政策課

この総会で承認されればとなります。

委 員

土地代金を払うことになるとよね。

農業政策課

新年度は、調査、整備等がありますので、市の方が払うことになりますが、 現在募集をして、申込者がいます。そちらが入植されてから、公社へ払うこと になると思います。4月入ってからすぐではありませんが。

委 員 市が立替のようなかたちかな。助成してあげるのかな。

農業政策課 おそらく令和3年度は市の方でになるとおもいます。4年度からは、本人さ

んが支払いとなります。

議長

他にありませんか。

委 員

[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構を とおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番から21番までについては、 原案どおり承認することに決定しました。

農業政策課

先程の賃借料の支払いについて、訂正をお願いします。市の予算でと回答 した件ですが、確認したところ、中間管理機構、国の方が支払いをするという ことですので訂正をお願いします。

議長

次に、別添の表10ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定について 嬉野市の分です。

議 長 農業政策課 異議無しと認めます。整理番号1番について、農業政策課の説明を求めます。 別添の表10ページ、農地中間管理機構をとおした、利用権設定嬉野市の分、 整理番号1番です。

貸し手人は、真崎の 〇〇〇〇 様

借り手人は、真崎の 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様 所在地は、大字真崎 二本松 ○○○番○

地目は田、面積は927㎡です。

利用権は賃借権、期間は4年7ヶ月で、新規です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に定められる 各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは中間管理機構を通した利用権設定について、整理番号1番について 質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。 [全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 農地中間管理機構を とおした、利用権設定嬉野市の分 整理番号1番については、原案どおり承認 することに決定しました。

議長

次に、所有権の移転について です。整理番号1番について、事務局の説明を 求めます。 事務局 別添の表11ページをご覧ください。

所有権の移転について、整理番号1番です。

売り手人は、公益社団法人 佐賀県農業公社 理事長 ○○○ 様

買い手人は、町分の 〇〇〇〇 様

所在地は、大字馬場下 三本松 ○○○番○ 外9筆

地目はすべて田、面積の合計は1,961㎡です。

所有権の移転の種類はあっせんで、利用目的は、米・大豆です。

対価としましては、反当たり235,000円、全体で458,000円です。 以上です。

議長

それでは所有権の移転について、整理番号1番について、質疑を行ないます。 質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。所有権の移転について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 所有権の移転について、 整理番号1番は、原案のとおり承認することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<

議 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページ、整理番号1番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 南上の ○○○ 様、

譲受人は 今寺の 社会福祉法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 様、

所在地は、大字大草野 臥木 ○○○番○、外1筆 地目はすべて田、

面積の合計は524㎡

譲渡理由は自作地無償、譲受理由は社会福祉事業の運営に必要な施設用に供するため ということです。

図面は9ページから10ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号1番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案のとおり 許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議 長 異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番 については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 北下久間の ○○○○ 様、 外1名様

譲受人は 下野辺田の ○○○○ 様、

所在地は 大字久間 二本松 ○○○番、外5筆、

地目はすべて田、面積の合計は3,605㎡です。

譲渡理由は労力不足、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

図面は11ページから12ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は 井手川内の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく井手川内の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字下野 一本杉 ○○○番○、外1筆

地目はすべて田、面積の合計は1,927㎡。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大です。

売買価格は、反当たり500,000円、全体で963,500円です。

図面は13ページから14ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページ、整理番号1番です。

申請人は 両岩の ○○○○ 様、

所在地は、大字吉田 斧研 ○○○番○ 地目は畑、

面積は、164㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、隣接地の○○○と○○○に住宅を建て居住しております。駐車場が必要なため、申請地を転用したい ということです。

平成18年に車庫を建設されているため、始末書付きの案件です。

東は宅地、西は畑 (原野)、南・北は水路です。

図面は16ページと17ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

<u>地域担当</u> 平川委員が地元ですので、お願いします。

地元委員 駐車場となっておりますが、元々は田んぼで、周囲の山林を開墾した時に埋立をし、もう50年以上になっています。周囲も遊休農地ばかりで、影響ないかと 思います。よろしくお願いします。

議長されでは、馬場班長、審査結果の報告をお願いします。

長 26日に事前審査を行いましたが、その日に限って、朝から雨がふって寒い 日に長い時間、ご苦労様でした。ここは、始末書つきですが、お母さんが、 申し訳なくしていました。別に問題ありませんでした。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手]

議長異議無しと認めます。

議長

班

議

長

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長 次に、議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について を議題と します。整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書18ページ、整理番号1番です。

譲渡人は 佐賀市の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 大町町の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様、 所在地は、大字久間 後山 ○○○番○、地目は畑、 面積は248㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は現在休耕地で、住宅建築により近隣に影響を与える農地も少ないことから、建売分譲住宅(2区画)として転用したい ということです。

東西は宅地、南も宅地、北は道路です。

平成12年頃から農地の耕作に際して車両を駐車する場所がなかったこともあり、無届で農地の約半分を駐車場として利用されているため始末書が添付されております。

売買価格は、反当たり3,879,032円、全体で962,000円です。 図面は21ページと22ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

議 長 地域担当

申請地は中久間地区で、手前が駐車場で、この分が始末書が付いてる分で、宅地の分を含めて、先の住宅を壊して、2軒住宅が建つようです。住宅地の中にありますので問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

中島委員が説明されたとおりで問題ないと思います。昔は、炭鉱の長屋が並んでいた印象がありました。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

譲渡人は 熊本市の ○○○○ 様

譲受人は 鹿島市の 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。 所在地は、大字久間 後山 ○○○番○、地目は田、面積は、320㎡です。 農地区分は第1種農地、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は耕作放棄地であり、周辺も静かで環境もよく住宅用地に適しているため、建売分譲住宅(1区画)として転用したい ということです。

東は原野、 西は道路、 南は田、 北は田(転用許可地)です。

売買価格は、反当たり5,625,000円、

全体で1,800,000円です。

図面は23ページと24ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 中島委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

議長

地域担当

申請地は、24ページの図面を見て頂ければわかりますが、平成2年の9月に 許可があっていますが、ここは、圃場整備の余り地で、荒廃地になっていてる所 を住宅地として活用するとのことで、前は木が生い茂り真っ暗でありましたが、 木を切ったところ、すばらしい団地になると思います。光武地区も住宅ができ地 域の活性化になると思います。よろしく審議をお願いします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

ここも最近住宅が増えてきて、地域の活性化のためよろしいと思います。よろ しくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

譲渡人は 熊本市の ○○○○ 様、

譲受人は 冬野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 後山 ○○○番○、地目は田、面積は255㎡です。 農地区分は第1種農地、用途目的は一般住宅です。

事由は、自宅新築のため宅地用地を探していたところ、申請地が条件に合い、適地であったため、一般住宅として転用したい ということです。

東は原野、西は道路、南は原野、北は田です。

売買価格は、反当たり14,509,804円、

全体で3,700,000円です。

図面は25ページと26ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 中島委員、地域担当委員説明、報告をお願いします。

議 長 地域担当

先程の横の土地です、ここも住宅が3軒建つということで、地域の活性化になると思います。農地の1種でありますが、あくまでも圃場整備の余り地ですので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

中島委員の言われたとおりですけど、環境もよく、いいと思います。問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議 長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号4番です。

貸付人は 牛坂の 〇〇〇〇 様、

借受人は 同じく牛坂の ○○○○ 様 外1名様 です。

所在地は、大字久間 城山 〇〇〇番〇、地目は畑、面積は、512㎡です。 農地区分は第2種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在、両親と7人で申請地北側の実家に居住していますが、子供の成長により手狭となったため、申請地に一般住宅用地として転用したいということです。

東・西は畑・宅地、 南は宅地・畑、 北は宅地 です。

親子間であり、使用貸借で無償です。

図面は27ページと28ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 原田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

議 長 地域担当

説明のように、7人家族で手狭になったことで、家の横の畑に家を建てたいと言うことですし、周辺に集落排水があり生活排水は流すため迷惑がかからないため、いいと思います。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

問題ないと思いますけど、お母さんが同じ敷地内に観音様があることで、どうしたらいいか悩んでおられました。問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書19ページ、整理番号5番です。

譲渡人は 五町田第3の ○○○○ 様、外1名様

譲受人は 福富の ○○○○ 様です。

所在地は、大字真崎 三本松 ○○○番○、外1筆 地目は田、

面積の合計は、878㎡です。農地区分は第2種農地、

用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在居住しているアパートが手狭となり住宅新築を検討していました。 実家が農家であり農業用資材を置く場所も必要で、住み慣れている真崎地区で一 般住宅用地として転用したい ということです。

東西は田、南は水路、北は道路です。

売買価格は、反当たり3,052,392円、

全体で2,680,000円です。

図面は29ページと30ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 馬場委員、地域担当委員としての説明、班長としての報告をお願いします。

地域担当 水路がありまして、地区がまたがっているため、地元の宮崎委員さんに説明を お願いします。

地元委員 第3の○○さんの土地を5条で申請されています、水路がありますが、福富地区と大牟田地区の境であり、前日の24日に区長に合い、承諾を頂いたということで確認しました。よろしくお願いします。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番です。

議

議

議

議

長

長

譲渡人は 谷の ○○○○ 様、

譲受人は 同じく谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 辺田 ○○○番、外4筆、地目はすべて畑、

面積の合計は、531㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、駐車場です。

事由は、現在住居の敷地内に建築物がぎりぎりに建っており、車庫1台が限度で、道路の反対側に駐車したり、子供の帰郷時の駐車場がなく困っていました。申請地に駐車場用地として転用したいということです。

東は畑・宅地、西は畑・里道、南は里道・道路、北は里道です。

売買価格は、反当たり4,030,132円、

全体で2,140,000円です。

図面は31ページと32ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 森委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 ここは、地元の永田委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員

ここは谷公民館の下にありまして、看板が真ん中にありますが、その先までが 〇〇さんの所有地でございまして、先のフェンスまでを売買ということです。そ こを駐車場としたいとのことです。家の方も車が5台あり駐車するのに困ってお られます。現在、畑も荒れた状態で、問題ないと思います。審議のほどよろしく お願いします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

このままにしていたら、荒れてしまいますので、駐車場として利用してもらった方がいいと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号7番です。

譲渡人は 五代の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく五代の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 平石 ○○○番、地目は畑、面積は54㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、耕運機置場です。

事由は、申請地は休耕地で、現在自己所有の農地に耕運機置場を設置していますが、所有地の農地と接しており利便性のよい申請地へ耕運機置場を移動するため転用したい ということです。

東は田、西は農道、南は農道・田、北は畑です。

売買価格は、反当たり1,481,481円、全体で80,000円です。

図面は33ページと34ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

西田委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

100㎡を無いところですが、下の田んぼが○○さんで、里道しかないもんですからそこに小屋を置きたいとのことです。家も前後であり、十分話が付いていることで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

台風でこの小屋が道の飛んでいったことがあり、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員举手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号7番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

については、原条のとおり計り相当と、県に副中することに次正しました。

議長

次に、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号8番です。

譲渡人は 下宿の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 同じく下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 三本松 ○○○番、地目は畑、面積は677㎡です。 農地区分は第3種農地、用途目的は、一般住宅及び駐車場です。

事由は、現在近隣にて小規模保育園を営んでおりますが、保育園が手狭なため近くの空き地を職員の駐車場として賃借していました。今回専用住宅を目的とした申請地が保育園の近くにあり、敷地の一部を駐車場として保育園で貸借するため転用したい ということです。

東は宅地、西は田、南は宅地、北は道路です。

売買価格は、反当たり30,249,631円、

全体で20,479,000円です。

図面は35ページと36ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 地元の伊藤推進委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員 ここは、区画整理地内であります。市役所までも近く、宅地になるべき所であり問題ないと思います。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

ここも、周囲は住宅が建っており、利便性もよく、宅地と駐車場に利用したい とのことです。水路も前にとおってますし、よろしいかと思います。よろしくお 願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書20ページ、整理番号9番です。

譲渡人は 温泉 4 区の ○○○○ 株式会社 代表取締役 ○○○○ 様、 譲受人は 今寺の ○○○○ 様です。 所在地は、大字下野 二本杉 ○○○番、地目は雑種地、現況・畑 面積は332㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、一般住宅です。

事由は、現在の借地住まいが手狭となったため、住宅を建築したく土地を探していました。申請地は環境も良く条件に適しているので、一般住宅用地として、 転用したい ということです。

東は畑、西は道路、南は雑種地、北は道路・田です。

売買価格は、反当たり23,138,554円、

全体で7,682,000円です。

図面は37ページと38ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議 長 植松委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当 地元の一ノ瀬推進委員がいらっしゃいますので、説明をお願いします。

地元委員 井手川内で環境もよく、農地より宅地として活用してもらっていいと思います。

議長馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長 別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 ここは雑種地やろ、やっぱり (総会) かけんばいかんと。

事務局 現況が畑となっているので。

委員 逆にたとえば畑(地目)だったとして山になっていた。

事務局 現況課税は畑となっていました。農地法上、農業委員会を通して、県に申請 を出さないと地目を替えられないということです。

委員 そういうことで出しているのですね、わかりました。

事務局 見直せば将来、雑種地になるかと思いますが。そのままにして、宅地として 出来なかったため申請が出されています。

委員 今回はあくまでも現況が畑だったということでの申請ということですね。

事務局 そうです。急がれている方は、見直しまで待てず、農業委員会を通してまで 申請をしている。借入等が出来ないとかあると思います。実のなる木が植え られていれば農地と見なされるようです。

議長し他にありませんか。

議

委員[「無し。」と呼ぶ者あり。]

長 無いようですので、採決に入ります。整理番号9番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手]

議 長 異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番 については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号10番です。

譲渡人は 両岩の ○○○○ 様、 外1名様

譲受人は 同じく両岩の 宗教法人 ○○○○ 代表役員 ○○○○様です。

所在地は、大字吉田 斧研 ○○○番、外1筆、地目はすべて畑、

面積は合計で883㎡です。

農地区分は第2種農地、用途目的は、駐車場です。

事由は、現在休耕地であり、年間行事の客僧及び参詣者(利用者)の駐車場用地として、転用したいということです。

東は道路、西は宅地・雑種地、南は道路・雑種地、北は宅地です。

甲 4354 番 1 につきましては、平成31年頃に駐車場としてすでに転用されているため始末書が添付されております。

売買価格は、反当たり1,132,503円、

全体で1,000,000円です。

図面は39ページと40ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。 峰委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当

長

議

地元の平川委員がいらっしゃってますので、説明をお願いします。

地元委員 始末書付きということですが、隣が太陽光が設置されてますし、道挟んで○○ ○○の駐車場となっております。管理はされていますが、駐車場と利用されても いいと思います。始末書付きの方も周りが遊休農地でありますし、隣接する防火 水槽に草が入り込み、消防団としても困っていたため助かり、問題ないかと思い ます。よろしくお願いいたします。

議長

馬場委員、班長としての報告をお願いします。

班 長

道寄りは、地主さんがわからないのですかね。そこはそのまま残して、何か植えるかするそうです。

地元委員

補足でよろしいですか。親戚になるようですが亡くなっておられ、いとこがいらっしゃるとのことですが、音信不通で連絡先が分からないということでどうすることも出来ない、管理は○○さんが行うとのことです。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号 10番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議 長 次に、議案第6号 非農地証明願について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書41ページ、整理番号1番です。

申請人は 堤ノ上の ○○○○ 様

所在地は、大字馬場下 野辺田 ○○○番○ 地目は田

面積は8.43㎡で、用途目的は、駐車場です。

事由は、平成7年2月に林田食品の駐車場として転用許可を受け利用していましたが、申請地の1筆が農地として残っていることが分かりました。登記地目を変更するため、非農地証明をお願いしたいということです。

当時より駐車場の一部として利用されているため、始末書付きの案件です。 東は雑種地、 西は畑、 南北は雑種地 です。

図面は42ページから43ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。 本香具 地域担当香具 トレスの説明及び音具をお願いします

議 長 森委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

地域担当 始末書付きの案件でございますが、26年前に申請が行われ、漏れていたということです。現在は経営者が変わっております。2年くらいなります。社名は○○○ですけど、福岡県の方が後を継いでいらっしゃいます。その中で、今回確認している中で農地となっていることがわかり、申請されたことです。別に問題ないと思います。

馬場班長、班長としての報告をお願いします。

班 長 別に問題ないと思います。

議

長

議長それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員举手〕

議長異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号1番については、原案のとおり 非農地証明することに決定しました。

議 長 整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番です。

申請人は 和歌山県田辺市の ○○○○ 様 所在地は、大字下野 柳ノ瀬 ○○○番 地目は田 面積は49㎡で、用途目的は、宅地(住宅・物置用地)です。

事由は、昭和43年に○○氏に祖父が○○○番地を売却し、申請地も当時一緒に売却したと聞いておりましたが、農地法の許可が必要と知らず、許可を得ずに住宅用地として利用されていました。登記地目変更のため、非農地証明をお願いしたい ということです。

始末書付きの案件です。

東は宅地、 西・南は道路、北は田 です。

図面は44ページから45ページ、写真はスクリーンをご覧下さい。以上です。 西田委員、地域担当委員としての説明及び意見をお願いします。

議 長地域担当

農地法関係なく、勝手に家を建て、小屋を建てているようなかんじで、実際、 金の引き渡しは完了していて、自分の物と思っていたが違っていたとのことです。 相当古い建物だと思います。

議長

馬場班長、班長としての報告をお願いします。

班 長

よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり 許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

「全員挙手〕

議長

異議無しと認めます。

議案第6号 非農地証明願について 整理番号2番については、原案のとおり 非農地証明することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議 長 以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。 お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議し たいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委 員 筆界未定地の意味を教えてください。

事務局 字図を見て分かるように、境界が分からないような形になっております。非 農地証明後、分筆されるか、宅地にするか、農地ではないと証明されたのち、 地目を変更されることになります。

委 員 地番の境界が分からないと言うことがあるのですか。

事務局 前回、○○○○さんもありました。○○○○と○○○○との境界が分からないと言うことが。

委 員 国土調査もおわっているのに。

委 員 国土調査の時に出来た言葉です。境界が分からなかったときに決めれない状況になった場合に。

議長それでは、会議を閉じます。

第5期嬉野市農業委員会第32回定例総会を閉会します。

(午後 3 時 3 分 閉会)